

令和6年4月1日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る申請等手数料  
 (手数料の根拠・詳細：四街道市手数料条例(平成元年第5号))

(適合性判定手数料)

単位：円

区 分			モデル建築物 基準	左記以外
適合性判定 12条	非住宅部分	工場等300㎡以上	26,000	30,000
		工場等以外300㎡以上	108,000	277,000

※ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更手数料及び軽微変更該当証明書交付手数料の額は、上記の額に1/2を乗じて得た額となります。

(認定申請手数料)

単位：円

区 分				技術的審査を 受けたもの	技術的審査を受けていないもの		
					モデル 建築物 基準A	誘導仕様 基準	左記以外
性能向上 計画認定 34条	住宅 部分	一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	/	17,000	34,000
			200㎡以上			19,000	37,000
	共同住宅等	300㎡未満	10,000	32,000		67,000	
		300㎡以上	20,000	56,000		112,000	
	非住宅部分	300㎡未満	10,000	85,000		221,000	
		300㎡以上	16,000	108,000		277,000	

区 分				技術的審査を 受けたもの	技術的審査を受けていないもの		
					モデル 建築物 基準B	モデル 住宅基準 ・ 仕様基準	左記以外
基準適合認定 (表示認定) 41条	住宅 部分	一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	/	17,000	34,000
			200㎡以上			19,000	37,000
	共同住宅等	300㎡未満	10,000	32,000		67,000	
		300㎡以上	20,000	56,000		112,000	
	非住宅部分	300㎡未満	10,000	85,000		221,000	
		300㎡以上	16,000	108,000		277,000	

※ 変更認定申請手数料の額は、上記の額に1/2を乗じて得た額となります。

※ 複合建築物の額は、住宅部分の額と非住宅部分の額を合算した額となります。

※ 確認申請を併願する場合は、確認申請手数料を加算した額となります。